

伊賀市空家等対策推進包括連携協定を締結

本部長 東辻 広行

8月30日（火）、伊賀市役所において、「伊賀市空家等対策推進包括連携協定」を締結いたしました。本協定は、伊賀市と当県本部及び関係7団体（三重県司法書士会、三重県建築士事務所協会、三重宅建協会、三重県不動産鑑定士協会、三重県土地家屋調査士会、三重県建設業協会）が連携して空家対策を推進していくことを目的としています。

伊賀市の空家バンク制度では、全国に先駆けて、物件を登録する際、空家の維持管理サービスや、インスペクション（住宅検査）・耐震診断・住宅性能評価がオプションとして提供されます。

これにより、市内の利用可能な約二千戸の空家の品質を確保し、安心・安全な空家の流通を促進し、移住・定住者を増やし、地域活性化へとつなげたい考えです。

伊賀市ではすでに物件登録の募集を開始しており、情報の開示は10月1日となっております。

関係団体が協力して取り組む「伊賀流」空家バンクの今後の成果が期待されます。



左から、三重県司法書士会長、（一社）三重県建築士事務所協会会長、（公社）三重県宅地建物取引業協会会長、伊賀市長、東辻本部長、（一社）三重県不動産鑑定士協会会長、三重県土地家屋調査士会長、（一社）三重県建設業協会伊賀支部長

変更の届け出は30日以内をお願いします！

宅地建物取引業法第9条により、「宅地建物取引業者は、下記に掲げる事項について変更があった場合においては、30日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない」とされています。

これに違反し、30日以内に変更届を出さなかったとして、県より指導を受けた当本部会員は、平成25年度は10名、平成26年度は8名、平成27年度は5名と減少していますが、今年度すでに3名の違反があり、県担当課より指導を受けています。

また、9条違反による指導件数は、当本部会員への指導件数の8割近くを占めています。

届出必要事項に変更があった場合は、必ず変更した日から30日以内に県に届け出をしていただき、併せて協会へのお届けをお願いいたします（必要書類を送付いたしますので、ご連絡ください）。

✓ 県または中部地方整備局への届け出が必要な変更事項

- ① 商号又は名称
- ② 代表者
- ③ 法人の場合は、役員
- ④ 政令使用人
- ⑤ 事務所の名称及び所在地
- ⑥ 専任宅地建物取引士

✓ 協会に届け出が必要な変更事項

上記①から⑥に加え、代表者の住所及びTEL・FAX